

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市地域運動広場使用に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市地域運動広場条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市地域運動広場条例第4条、栃木市地域運動広場条例施行規則第4条
	参考事項	興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市地域運動広場条例抜粋 （利用承認の制限）</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。</p> <p>（1） 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>（2） 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき</p> <p>栃木市地域運動広場条例施行規則抜粋 （利用承認の制限）</p> <p>第4条 条例第4条第3号の市長が適当でないと認めるものは、次のとおりとする。</p> <p>（1） 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に定める催しもの。ただし、アマチュアスポーツを除く。</p> <p>（2） 前号に掲げるもののほか、維持管理上適当でないと認めたもの</p> <p>興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に定める催しもの ・映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物</p>	